

防衛医科大学校病院規則第2号

防衛医科大学校病院医薬品採用等取扱規則を次のように定める。

昭和59年8月16日

防衛医科大学校病院長 細野清士

防衛医科大学校病院医薬品採用等取扱規則

改正 平成8年4月11日規則第1号
平成14年7月22日規則第6号
平成17年4月1日規則第6号
平成19年1月26日規則第2号
平成23年12月27日規則第7号
平成28年3月29日規則第2号
平成29年3月30日規則第1号
令和3年3月31日規則第4号
令和5年6月29日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における医薬品の採用、削除等について必要な事項を規定する。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用医薬品 薬事委員会の審議を経て、病院に常備することを認められ又は病院に常備せず院外処方箋を用いて外来患者に限り処方することができる薬価基準収載医薬品で、常用医薬品集に収載される医薬品をいう。
- (2) 臨時医薬品 診療上特に必要な特定の患者に、一定期間または緊急に一時的に使用する場合のみ臨時に取得し、通常は病院に常備しない薬価基準収載医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認後で薬価基準収載前の医薬品をいう。

(新薬の宣伝)

第3条 薬剤部長は、医薬品製造業者から薬価基準収載医薬品の宣伝の申し出を受けた場合は、当該医薬品について、次の各号に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) パンフレット

- (2) インタビューフォーム
- (3) 基礎文献
- (4) 臨床文献
- (5) 常用同効品との比較表
 - ア 薬理作用
 - イ 適応症
 - ウ 副作用
 - エ 用法・用量
 - オ 使用上の注意
 - カ その他

2 薬剤部長は、薬事委員会が規定する基準に従い、前項の申し出を許可した場合は、その結果を薬事委員会に報告するものとする。

(常用医薬品の採用手続)

第4条 常用医薬品の採用を申請する診療を行う教官たる医師（以下「医師」という。）は、医薬品採用願（別紙様式第1）に必要事項を記入のうえ、関係資料を添えて、薬事委員会開催の前月末日までに薬剤部長を経由して病院長に提出するものとする。

2 薬剤部副部長は、薬事委員会が必要と認めた事項に係わる医薬品に限り、常用医薬品の採用を申請することができる。この場合であっても前項を準用するものとする。

3 第1項又は第2項の申請を受けた薬剤部長は、その都度、新規常用医薬品案を作成し、指定された薬事委員会開催日の3日前までに当該委員長及び委員に送付するものとする。

4 新規常用医薬品案は、薬事委員会において審議を行い、その結果を病院長に報告し承認を得るものとする。

5 病院長は、前項の結果を申請者に通知しなければならない。

6 薬剤部長は、第4項の結果を採用の場合に限り病院部長会に速やかに報告しなければならない。

7 薬事委員会における審議の結果、保留となった常用医薬品案については、次回の薬事委員会において、申請のあった医師に出席を依頼し、説明を求めることができる。

(薬価申請を行わない医薬品の採用手続)

第5条 薬価基準収載の申請を行わない医薬品のうち、次に掲げるものについては常用医薬品に準じ採用手続を行うものとする。

- (1) 医薬品である消毒薬
- (2) 保険診療報酬において、検査料の認められている医薬品たる検査試薬
- (3) 保険診療報酬において、処置料または管理料に含まれる医薬品
(臨時医薬品の申請手続)

第6条 医師が臨時医薬品を必要とする場合は、臨時医薬品使用願（別紙様式第2）に必要事項を記入のうえ薬剤部長を経由して病院長に申請し、承認を受けるものとする。

- 2 薬剤部長は、前項の承認を受けた臨時医薬品を病院企画調整官と調整のうえ準備し、その結果を申請のあった診療科に連絡するとともに、速やかに薬事委員会に使用の状況等を報告しなければならない。

(常用医薬品の削除手続)

第7条 薬剤部長は、製造中止又は使用頻度、副作用情報、新規常用医薬品の採用に伴う同効常用医薬品との比較、薬効評価等を検討した結果、常用医薬品から削除しようとする場合は、その都度、削除常用医薬品案を作成し、薬事委員会に提出するものとする。

- 2 前項の削除常用医薬品案は、薬事委員会において審議し、削除しようとする場合は各診療科の部長にその旨通知しなければならない。
- 3 各診療科の部長は、前項の通知を受けた常用医薬品のうち、なお診療上必要と認める常用医薬品については、その理由を薬事委員会委員長に申し出なければならない。
- 4 前項の申し出のあった常用医薬品は削除を保留し、次回の薬事委員会において改めて審議するものとする。
- 5 前3項の申し出のない場合は、病院長の承認を得て、常用医薬品から削除し、次回の病院部長会に報告するものとする。

(製造中止医薬品の代替)

第8条 製造中止となった常用医薬品で診療上支障を来すおそれのある場合は、他銘柄品目を臨時に取得し、次回の薬事委員会において常用医薬品の採用手続を行うものとする。

(常用医薬品集等の発行)

第9条 常用医薬品集を発行する場合は、薬剤部において編集方針案を作成し、薬事委員会の審議を経て病院長の承認を受け発行するものとする。

附 則

この規則は、昭和59年8月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

受付番号	No.	薬剂部長
受理月日	年 月 日	

医薬品採用願（薬事委員会提案用）

防衛医科大学校病院院長 殿

所 属
医師名

部 長

下記の医薬品の採用を申請します。

- 1 医薬品名：
規 格： 会社名：
- 2 申請理由（類似薬との関係、メリット、必要性等）：
- 3 削除可能医薬品：

令和 年 月 日

薬事委員会審議結果報告書

防衛医科大学校病院院長 殿

今回申請の上記医薬品については、 月 日の薬事委員会で審議の結果次のとおりとなったので報告する。

- 1 審議結果：ア 採用 イ 不採用 ウ 保留
- 2 理由及び意見：

薬事委員長

薬事委員会審議結果承認書

今回申請した医薬品については、 月 日の薬事委員会の答申した審議結果を承認する。

令和 年 月 日

防衛医科大学校病院長

氏 名

令和 年 月 日

申請医薬品採否通知書

所 属

医師名

今回申請の医薬品の採否は、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請結果：ア 採用 イ 不採用 ウ 保留

施行期日：令和 年 月 日

防衛医科大学校病院長

氏 名

○申請時の注意事項

「医薬品採用申請書」の提出時には、申請資料として下記の資料を必ず用意して下さい。
不備の場合は、受理できないこともあります。

- ①パンフレット ②インタビューフォーム ③基礎文献 ④臨床文献 ⑤常用同効品との
比較表（ア薬理作用 イ適応症 ウ副作用 エ用量 オ使用上の注意 カその他）
（第3条において提出済の場合は不要）

別紙様式第2 (第6条関係)

病院長	委員長	令和 病院企画調整官	年 月 日 薬剤部長

臨時医薬品使用願

部長

所属
医師名

1 使用医薬品名

規格

会社名

使用予定期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

概算必要量

一週間必要量

()

2 使用目的

(類似品目との関係、メリット、必要性等)

薬事委員会報告資料

1 病名（症状）：

2 治療法：

3 投与目的（取載品で代用できない理由）：

4 使用患者名：

5 薬 価：

6 一人当たりの予定使用数量：